

調達件名：消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等

| 項  | 質問/意見 | 文書名                                                | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号   | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                      | 理由                                              | 回答                                                                                                                                                                        |
|----|-------|----------------------------------------------------|-----|-----|-----|--------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 質問    | 02_別添資料1及び別紙1_要件定義書<br>2.3.2 庁内ネットワークシステムに求める技術要件① | 9   | 2   | 3   | 2      | 2  | 認証にはRADIUSサーバーが必要になると認識しておりますが、RADIUSサーバーも別途整備される想定でよろしかったでしょうか？                                                                                                            | ご要件を明確に理解したいため。                                 | Azure Active Directoryを主たるIdPとし、必要に応じてサーバー、サービスを事業者にて構築いただく必要があります。                                                                                                       |
| 2  | 質問    | 02_別添資料1及び別紙1_要件定義書<br>2.3.2 庁内ネットワークシステムに求める技術要件① | 9   | 2   | 3   | 2      | 2  | Azure Active Directoryにアプリ方式にて接続というのは、上記の別途整備されるRADIUSサーバーの認証ソースとしてAzure Active Directoryを参照に行くという理解で正しいでしょうか？                                                              | ご要件を明確に理解したいため。                                 | Azure Active Directoryをマスターとし、必要に応じて付随サービスを事業者にて構築の上、接続可能にしてください。                                                                                                         |
| 3  | 質問    | 02_別添資料1及び別紙1_要件定義書<br>2.3.2 庁内ネットワークシステムに求める技術要件① | 9   | 2   | 3   | 2      | 2  | 「1X認証ができなかった場合」というご要件についてですが、こちらは端末が「1X認証に対応していない場合」という理解をしましたが、その理解で正しいでしょうか？                                                                                              | ご要件を明確に理解したいため。                                 | ご指摘の点については、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。                                                                                    |
| 4  | 質問    | 調達仕様書別添資料1及び別紙1_要件定義書                              | 5   | 2   | 2   | 1      | 1  | 「統合的な管理やプロビジョニング、アクセス制御、経路制御を併せ持ったオーバーレイネットワークを構成できる機能性を提供しなければならない。」とあるが、プロビジョニングは具体的にどういった内容を想定していますか。                                                                    | 想定する動作内容を確認するため。                                | 拠点ネットワーク機器が集約ネットワーク機器へ初期接続する際の設定の投入を指します。初期設定全てをゼロから投入できる必要はなく、拠点ネットワーク機器に初期設定に必要な一部の設定を事前に投入しておくことは許容します。                                                                |
| 5  | 質問    | 調達仕様書別添資料1及び別紙1_要件定義書                              | 6   | 2   | 2   | 2      | 1  | 「③モバイルサービスは、その加入者識別カード(SIM)として、2つの異なる移動体通信事業者が発行するSIMカードを供する」とありますが、通信事業者はどちらを想定されておりますでしょうか？                                                                               | 想定する要件を確認するため。                                  | 国内の複数のモバイル通信キャリア(MNO)を指しますが、利用される通信事業者は別調達の結果に依存します。想定バンドは「別紙1_要件定義書」の「(別紙1) デジタル庁 ガバメントソリューションサービス(GSS) アクセスサービス要件」に記載しております。                                            |
| 6  | 質問    | 調達仕様書別添資料1及び別紙1_要件定義書                              | 10  | 2   | 4   | 2      | 1  | 「⑥統合管理監視システムで得られた情報をSyslog等の形式で外部の稼働監視システムやSIEM等の統合脅威監視システムと連携できること。」とありますが、得られた情報は具体的にどのような情報を指しますでしょうか。                                                                   | 想定する要件を確認するため。                                  | 機器の稼働状況(リソースの利用状況やポートの死活)・オーバーレイネットワークの稼働状態等を含みます。想定バンドは「別紙1_要件定義書」の「(別紙1) デジタル庁 ガバメントソリューションサービス(GSS) アクセスサービス要件」に記載されておらず、セキュリティ機能を利用して制限されている通信の検知結果なども含まれることと希望いたします。 |
| 7  | 質問    | 調達仕様書                                              | 16  | 6   | 6.2 |        | 1  | 「共用機器」と言う文言がありますが、共用機器とは何を指しているのでしょうか。                                                                                                                                      | 要件定義書等では「共用機器」という記載や定義が見当たらなかったため。              | 統合管理監視システム用に設置する機器などの、監視の実施等において受注者が主に利活用する機器のことです。                                                                                                                       |
| 8  | 質問    | 調達仕様書                                              | 19  | 6   | 6.3 | ③④     | 1  | 計画的に発生する作業においてご教示ください。「停電対応」に関する要求事項がありませんが、調達範囲に含まれない認識でよろしいでしょうか。                                                                                                         | 保守費用の算出にあたり、調達範囲に含まれるかで見積に影響があるため、ご確認となります      | 停電対応を含め契約期間中に発生する保守作業を想定しております。                                                                                                                                           |
| 9  | 質問    | 要件定義書                                              | 9   | 2   | 2.3 | 2.3.2① | 1  | 庁内ネットワークに接続する端末についての監視についての記載がありますが、端末監視について本調達外との認識でよろしいでしょうか。                                                                                                             | 端末は調達範囲外と認識しており、且つ端末への死活監視等も実態として実施しないと考えられるため。 | 端末のネットワークに対する接続管理状況については監視の対象となります。                                                                                                                                       |
| 10 | 質問    | 要件定義書                                              | 11  | 3   | 3.1 | -      | 1  | 独立した仕組みで、遠隔より24時間・通年体制で監視」につきまして、監視システムは既設の回線を利用して頂いてよろしいでしょうか。                                                                                                             | 見積に影響があるため、ご確認となります                             | 別の回線を敷設いただきますようお願いいたします。                                                                                                                                                  |
| 11 | 質問    | 要件定義書                                              | 11  | 3   | 3.2 |        | 1  | 「セキュリティ機能支援システム」とは、どのような機能を具備しているシステムなのでしょうか。                                                                                                                               | 定義記載が見当たらなかったため。                                | 本件は、大規模障害を説明するための例示に関するものであり、「セキュリティ機能支援システム」については、一般的にセキュリティ確保に供するUTM等を想定しておりますが、本調達の保守対象外となりますので、仕様書から削除いたします。                                                          |
| 12 | 質問    | 要件定義書                                              | 11  | 3   | 3.2 |        | 1  | 保守部材を機器設置地点に配置する場合、保管場所は無償でデジタル庁様でスペースを貸与いただけるという解釈でよろしいでしょうか。                                                                                                              | 保管場所のコスト精算が必要かどうか見極めるため。                        | 仕様書の通り「要件を満たすために」必要な範囲であれば、スペースの余力などを勘案してのご相談となります。                                                                                                                       |
| 13 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書                                   | 5   | 2   | 2   | 2      | 1  | 「nanoSIM」について、移動体通信事業者が発行するnanoSIMにアダプタを用いてmicroSIMまたは標準SIMに対応する機器に用いても差し支えないでしょうか。                                                                                         | 機器の選択肢を確保するため。                                  | 差し支えありません。                                                                                                                                                                |
| 14 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書                                   | 5   | 2   | 2   | 1      | 1  | 「消費者庁の地方等拠点の内部ネットワーク(LAN)を統合してオーバーレイネットワークとして構成」するために、拠点ネットワーク機器、及び集約ネットワーク機器間でオーバーレイネットワークを構成する必要があるとありますが、オーバーレイネットワークは複数構成できる必要がありますか？複数構成できる必要がある場合、いくつ以上構成できる必要がありますか？ | 機器、及びライセンスの選定に必要な情報であるため                        | ご提案構成に応じて、単数でも複数でも問題ありません。要件を満たせるのであればオーバーレイネットワークの構成数は問いません。                                                                                                             |

| 項  | 質問/意見 | 文書名              | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号  | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                                                       | 理由               | 回答                                                                                                                       |
|----|-------|------------------|-----|-----|-----|-------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 8   | 2   | 3   | 2     | 1  | 「構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグ VLAN を使用する場合、そのタグ VLAN の番号は、2～3300以外を使用すること。」とありますが、タグ VLAN(IEEE802.1Q)としてこの番号が使われなければ問題ないととらえてよろしいでしょうか。                                                                                             | 要件要件を明確にするため     | ご認識通りです。                                                                                                                 |
| 16 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 9   | 2   | 3   | 2     | 1  | 「日本国内での認可を条件とし、Wi-Fi6E 6GHz帯に対応すること」とありますが、ここでの「日本国内での認可」とは、Wi-Fi6Eとしての技術基準適合証明のことと捉えましたが、その理解でよろしいでしょうか？すなわち、単にWi-Fi6Eの周波数帯に対応しているだけでなく、技術基準適合証明を取得したものが「Wi-Fi6E 6GHz帯に対応する」に該当するという理解でよろしいでしょうか？                           | 要件要件を明確にするため     | 日本国における6GHz帯の無線LANでのアンライセンストバンドとしての利用認可を示したのになります。<br>なお、ご指図を踏まえ、仕様書の内容を明確化しております。                                       |
| 17 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 9   | 2   | 3   | 2     | 1  | 「Azure Active Directory にアプリ方式にて接続」とありますが、こちらは、Azure Active Directory Domain Service等を介さずに、本案件で導入される認証サーバが AzureADのアプリ連携機能を用いて直接連携し、認証する方法という認識でよろしいでしょうか？                                                                   | 要件要件を明確にするため     | ご認識の通りです。なお、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。                                  |
| 18 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 10  | 2   | 4   | 1     | 1  | 集約用ネットワーク機器、拠点ネットワーク機器で提案されるWANルータと基幹部、末端部、Wi-Fi側として提案されるL3/L2スイッチや無線APとは、管理装置がそれぞれ個別に用意されることが一般的です。統合管理監視システムとして要求される要件についても、2.4.2①と2.4.2②とはそれぞれ個別のシステムを提案することで差し支えないでしょうか？                                                 | 要件要件を明確にするため     | 別システムとしての提案について許容いたしますが、稼働状況等重点項目についてはダッシュボード等により可視化され、一元的に把握可能な仕組みが用意されること。                                             |
| 19 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2     | 1  | 4.1 監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間遠隔監視の対象になるという認識です。「SNMP によるトラフィック監視に対応すること、Syslog でのログ出力が可能であること、NTP やSNTP による時刻同期が可能であること」という要件につきまして、拠点ネットワーク機器が冗長化構成となる大規模拠点・中規模拠点については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識でよろしいでしょうか？ | 要件を明確化するため       | ご認識通りです。                                                                                                                 |
| 20 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 5   | 2   | 2   | 2     | 1  | 「障害などで全国網アクセスサービスが一時的に利用できない場合、WWAN インターフェースからモバイルアクセスサービスを経由して集約用ネットワーク機器との間でアンダーレイネットワークを構成できること」とあります。モバイルアクセスサービスの通信データ容量が有限であるため、モバイルアクセスサービスに通信が流れるのは、全国網アクセスサービスが障害時のみになるようにする必要がありますか？                               | 要件を明確化するため       | ご認識通り、モバイルアクセスサービスに通信が流れるのは全国網アクセスサービスを介した接続が障害等で接続できない場合のみである必要があります。                                                   |
| 21 | 質問    | 調達仕様書別添資料1 要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2     | 1  | 「想定される有線WAN インターフェースのメディア要件とインターフェース数は以下の通りとする。」とありますが、例えば、別紙2で想定回線種別が「フレッツ+LTE」の大規模拠点については、2.2.2 13に記載された有線インターフェースとともに、LTEに接続するためのWWAN インターフェースを有する必要があるという理解でよろしいでしょうか？                                                   | 要件を明確化するため       | ⑬に規定している内容は、有線WANインターフェースのメディア要件であり、各拠点のNW機器の要件は、⑭や⑮に記載がありますので御確認ください。なお、「フレッツ+LTE」の大規模拠点はございません。                        |
| 22 | 質問    | O1_調達仕様書         | 10  | 4   | 4.1 | -     | 1  | 図2 作業スケジュール内の回線引込については調達対象外という記載だが、2章4.1には「ネットワーク構築に係る工事日程等の調整についてはデジタル庁のサポートの下、要注者が接続先及び回線サービス事業者との調整を実施すること。」と記載があり、回線引込に伴う工事・調整等は調達に含めるという認識でよろしいでしょうか。                                                                   | 調達範囲の明確化のため      | ご認識の通りです。回線引き込み作業は回線サービス事業者が実施し、またそれらに掛かる費用も本調達の対象外となります。しかし、フレッツ光への申し込み作業の代行作業は本調達にて実施をお願いいたします。作業範囲について明確化するよう修正いたします。 |
| 23 | 質問    | O1_調達仕様書         | 19  | 6   | 6.3 | (5)~① | 1  | NW7もしくはCODE13とありますが、2次元バーコードと1次元バーコードを併記することでしょうか。                                                                                                                                                                           | 調達内容の明確化のため。     | 1次元バーコードのみです。仕様書から「2次元」を削除いたします。                                                                                         |
| 24 | 質問    | O1_調達仕様書         | 21  | 6   | 6.4 | ⑦     | 1  | 「受注者は、デジタル庁の求めに応じて、技術的なサポートを行うこと。」との記載がありますが、リモートによるサポートのみとの認識でよろしいでしょうか。それとも、現地駆け付けのサポートも想定したほうがよろしいでしょうか。                                                                                                                  | 体制検討、見積算出に影響するため | 現地駆け付けのサポートの想定もお願いいたします。                                                                                                 |

| 項  | 質問/意見 | 文書名                 | 頁番号 | 章番号 | 節番号   | 小節番号  | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                            | 理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 回答                                                                                                                                       |
|----|-------|---------------------|-----|-----|-------|-------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25 | 質問    | O1_調達仕様書            | 21  | 6   | 6.4   | ㊸     | 1  | 「受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器との接続、更に別途ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタル庁に協力すること。」との記載があり、現地で作業が必要となる認識ですが、保守要員の現地帯駐が必要となりますでしょうか？                         | 体制検討、見積算出に影響するため                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 保守要員の現地帯駐は想定しておりません。                                                                                                                     |
| 26 | 質問    | O1_調達仕様書            | 20  | 6   | 6.3   | (7)   | 1  | 「管理者向けに操作手順書（マニュアル）を作成すること。」と記載がありますが、管理者とは誰を意味するのでしょうか。日常業務で操作が必要な装置は監視装置のみと認識しており、監視装置の操作は受注者が実施すると想定しています。                                                     | 操作手順書（マニュアル）を作成において、記載レベルに影響するため。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | デジタル庁職員を想定しており、統合管理監視システムの操作マニュアルや機器のログインや起動停止手順等、製品マニュアルでは対応できない場合は、個別にマニュアルを作成してください。                                                  |
| 27 | 質問    | O1_調達仕様書            | 21  | 6   | 6.4   | (1)~㉒ | 1  | 第三者製品の定義を教えてください。                                                                                                                                                 | 受注者が納入した第三者が開発した製品の事なのか、受注者ではない事業者が納入した製品のことなのか明確化したいため。受注者ではない事業者が納入した製品を意図する場合は、対象となる製品と保守内容を明記いただくとともに、保守契約の移管を実施できるよう対応願います。                                                                                                                                                                                           | 受注者が納入した製品を指しております。ご指摘を踏まえ仕様書を修正します。                                                                                                     |
| 28 | 質問    | O1_調達仕様書            | 21  | 6   | 6.4   | (1)~㉑ | 1  | 担当職員の定義を教えてください。                                                                                                                                                  | デジタル庁様のご担当者なのか、府庁の担当職員の方も対象なのかで、説明の回数やドキュメントの記載レベルに影響があるため。                                                                                                                                                                                                                                                                | 本プロジェクトを担当するデジタル庁職員です。「別添資料4 用語の定義」を修正いたします。                                                                                             |
| 29 | 質問    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書 | 7   | 2   | 2.2.2 | -     | 1  | 中規模拠点において、拠点用ネットワーク機器のLANインターフェスは100Mbase-TX/1000Mbase-Tを2つ以上との指定だが、末端部（フロアスイッチ）のアップリンクに関しては10Gで接続する認識で問題ないでしょうか。                                                 | 以下の通り、基幹部が存在する拠点においては下流側の帯域が大きく上流側が狭いため、構成が正しいか確認したい。また、基幹部が存在しない拠点については、IF速度が、100/1000Mbpsなのか10Gなのか確認したいため。<br>2.2.2<br>想定される小規模・中規模・大規模拠点向けLAN（内部ネットワーク側）インターフェースのメディア要件とインターフェース要件は以下の通りとする。<br>小規模・中規模拠点：100Mbase-TX/1000Mbase-Tを2つ以上<br>2.3.2<br>大規模・中規模拠点においては、基幹部と末端部（フロアスイッチ）間を10Gbps以上の伝送帯域を有するメディアを2つ利用して接続すること。 | 問題ございません。                                                                                                                                |
| 30 | 質問    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書 | 10  | 2   | 2.4.1 | -     | 1  | 「拠点ネットワーク機器及び集約ネットワーク機器の構成管理や稼働監視等は一元的にTYO2データセンターから実施できなくてはならない。」と記載がありますが、TYO2に帯駐しないといけないということでしょうか。それとも、統合管理監視システムをTYO2にオンプレ設置すれば、監視システムの遠隔操作でも問題ないということでしょうか。 | 監視要員がTYO2に帯駐する必要があるか不明瞭なため。                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 統合管理監視システムがTYO2のオンプレで設置されていれば、監視員が帯駐する必要はございません。                                                                                         |
| 31 | 質問    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書 | 10  | 2   | 2.4.2 | ㊸     | 1  | 「デジタル庁が提供するバロアルトネットワークス社製UTMたるPA-5450（構成詳細については、デジタル庁に問い合わせること）を2台有している」との記載がありますが、設置場所をお教え下さい。                                                                   | 見積算出に影響するため                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 設置場所については閲覧資料といたします。                                                                                                                     |
| 32 | 質問    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書 | 12  | 4   | 4.4   | -     | 1  | 本作業委託は構築期間だけで運用支援体制を準備するということで、運用期間においては発生しない作業という認識でよいのか。                                                                                                        | 要件内容が不明瞭であるため。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 仕様書に記載のとおり、納入日から1年間の支援を想定しております。                                                                                                         |
| 33 | 質問    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書 | 12  | 4   | 4.4   | -     | 1  | 「～支援業務として、納入日から一か月あたり8人日、1年相当の運用・設定構築をリモートで行うエンジニアを供すること。」との記載がありますが、支援内容として貴庁の指示（貴庁にて作成した設計書、検証手順書）に基づき支援作業を実施する認識でよろしいでしょうか。                                    | 体制検討、見積算出に影響するため                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | デジタル庁で必要となる運用や設定構築について、デジタル庁の依頼に基づいて設計や設定、運用手順書の作成を行って頂く技術支援作業を想定しています。                                                                  |
| 34 | 質問    | O4_別添資料2、SLA項目一覧    | 1   | -   | -     | -     | 1  | 1監視対応のSLA設定値が100%とありますが、回線断や機器故障による停止を考慮すると、TYO2とOSA1にある監視システムが両ACTで動作していないと実現できないと考えますが、その認識でよろしいでしょうか。                                                          | 機器設計、装置の設定に影響するため。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | A本項目のSLAは「監視サービス」そのものを対象と考えております。統合管理監視システムの稼働率だけではなく、管理監視体制を含めて契約期間中の全てにおいて監視サービスが提供されることを求めています。よって、監視システムを両ACTで構成することを必須とするものではありません。 |

| 項  | 質問/意見 | 文書名               | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                                                                                    | 理由                         | 回答                                                                                                                                                   |
|----|-------|-------------------|-----|-----|-----|------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 35 | 質問    | O4_別添資料2. SLA項目一覧 | 1   | -   | 3   | -    | 1  | 3.障害対応の設定SLA値の項目に「平均故障復旧時間：1時間以内」とあるが、代替機交換以外のみに対してよいか（再起動等）<br>現地駆けつけが発生してから1時間以内の対応は困難なため。                                                                                                                                                              | 実施対応可否の判断に必要な情報となるため。      | 仕様書に記載のとおりです。                                                                                                                                        |
| 36 | 質問    | O4_別添資料2. SLA項目一覧 | 2   | -   | -   | -    | 1  | 担当職員への連絡手段は電話でもよろしいでしょうか。<br>その他の必要な連絡手段についてご教示ください。（メール等）                                                                                                                                                                                                | 対応可能手段の検討のため               | 状況に応じて適切な連絡をお願いいたします。                                                                                                                                |
| 37 | 質問    | その他               | -   | -   | -   | -    | 2  | 室内庁、消費者庁、内閣府を仮に1社で運用保守をする場合、何かしらの制約事項などありますでしょうか？                                                                                                                                                                                                         | 集約することで効率化が図れると考えるため。      | 特段の制約事項はございません。                                                                                                                                      |
| 38 | 質問    | 要件定義書             | 5   | 2   | 2   | 1    |    | 「これらのサービスは、デジタル庁が別紙1に定める要件をもって、GSSネットワークのデータセンターへ通信可能な仕組みとなっている。」<br>別紙1にはデジタル庁様のVNEとして全国網アクセスサービスを提供しているとありますが、今回の拠点接続は、インターネット経由のアクセスを想定しているのでしょうか？それとも図1からもNIT東西それぞれのNGN網内でのアクセスを想定しているのでしょうか？                                                         | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | NGN網内でのアクセスを想定しています。                                                                                                                                 |
| 39 | 質問    | 要件定義書             | 6   | 2   | 2   | 2    | ④  | 「OSA1では、受注者は、ネットワーク機器部分を設置するハウジング等の提案」とありますが、具体的に何を提案すればよいのでしょうか？OSA1で利用する想定ユニット数、電源容量を提案すればよいのか、設備手配（ラック立架、前搬施工、電源工事など）を求めているのか要件をご教示ください。                                                                                                               | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 設備手配を求めています。                                                                                                                                         |
| 40 | 質問    | 要件定義書             | 7   | 2   | 3   | 1    |    | 「エッジスイッチは、フロアスイッチとWi-Fi 部及び複合機等の機器との接続を担い、PoE を介しWi-Fi 部への給電を行わなくてはならない。」とありますが、無線アクセスポイントへの給電は、アクセスポイントの台数に応じてパワーインジェクターを利用した給電でもよろしいでしょうか。                                                                                                              | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 特段の必要性が無い場合、PoEでの給電をご提案を想定しています。                                                                                                                     |
| 41 | 質問    | 要件定義書             | 8   | 2   | 3   | 1    |    | 「既設のラック等に機器が設置できない場合は、新たにラックを設置する必要がある。」とありますが既設のラックのサイズ、空き状況をご教示いただくことは可能でしょうか。                                                                                                                                                                          | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 別途閲覧資料にて提供可能です。                                                                                                                                      |
| 42 | 質問    | 要件定義書             | 8   | 2   | 3   | 2    | ③  | 「地方拠点（徳島県庁舎（消費者行政新未来創造オフィス））においては、拠点ネットワーク機器と末端部（エッジスイッチ）間を1Gbps以上の伝送帯域を有するメディアを2つ利用して接続すること。」とありますが、既存の基幹部と末端部のLANケーブルをご教示ください。                                                                                                                          | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 拠点ネットワーク機器は本調達の範囲に含まれますので、ケーブルについてはご提案に従います。                                                                                                         |
| 43 | 質問    | 要件定義書             | 9   | 2   | 3   | 2    | ⑩  | 「1X 認証やWEB 認証は、デジタル庁が別途整備運用するディレクトリサービスたる Azure Active Directory にアプリ方式にて接続し、Azure Active Directory より取得されるアトリビュートに基づき実施」<br>Azure Active Directory アプリ方式とは具体的にどのようなものでしょうか。VLAN ID などのアトリビュートに対応するRadiusサーバ、またはWindows NPSサーバをご提案すれば要意を満たすと考えてよろしいでしょうか。 | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | Azure Active Directory上でのアプリケーション設定を介してユーザーやテナントの情報にアクセスする方式を指します。<br>なお、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |
| 44 | 質問    | 要件定義書             | 9   | 2   | 3   | 2    | ⑬  | 「Wi-Fi 部におけるアクセスポイントを、UTP ケーブルの配架工事を含め、Wi-Fi でのアクセスを必要とする各執務室・会議室等に取り付けること。」<br>今回設置するアクセスポイントは全て新設になるのでしょうか？また設置方法は、机上設置、天井や壁付けなどどのように想定しておられますでしょうか。                                                                                                    | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 全て新設になります。工事上の不都合が無い場合は天井での設置を想定しています。                                                                                                               |
| 45 | 質問    | 要件定義書             | 9   | 2   | 3   | 2    | ⑭  | 「庁内ネットワークシステムの設置においては、既設の設備の利用や一部の建造物に対する配慮が必要となる。」<br>建設業法対象工事を実施する際に、事前にアスベスト調査を実施する必要がある認識ですが、アスベストの利用有無を確認することができる資料を開示いただくことは可能でしょうか。                                                                                                                | 具体的な要件を把握し、見積に反映する必要があるため。 | 御質問の内容については可能な範囲で資料閲覧で対応します。                                                                                                                         |

| 項  | 質問/意見 | 文書名                                          | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号   | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                         | 理由                                            | 回答                                                                                                                                                                                              |
|----|-------|----------------------------------------------|-----|-----|-----|--------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 46 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 8   | 2   |     |        |    | 「現在のネットワーク環境（現在のデジタル庁のネットワーク環境）については、デジタル庁LAN システムの設計書等（閲覧資料）を確認すること。」とありますが、この資料閲覧において別途調達済の『ガバメントソリューションサービスへの移行（農林水産省及び個人情報保護委員会におけるネットワーク環境構築等）』の納入予定機器についても確認することは可能でしょうか。                | 最適な構成にて提案を行うため                                | 納入予定機器についてご提示することは出来ません。                                                                                                                                                                        |
| 47 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 7   | 1   | 5   | -      | 1  | 図2「作業想定スケジュール」を確認しますと、「回線引き込み」は本調達の範囲に含まれていない認識となります。ただし、別添資料1の要件定義書P5には「全国網サービスの利用にあたっては、フレット光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する手続きについても本事業の中で行うものとする。」という記載があります。上記について、どのように解釈すればよろしいでしょうか。       | 適切な金額を算出するため。                                 | 回線引き込み作業は回線サービス事業者が実施し、またそれらに掛かる費用も本調達の対象外となります。しかし、フレット光への申し込み作業の代行作業は本調達にて実施をお願いいたします。作業範囲について明確化するよう修正いたします。                                                                                 |
| 48 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 12  | 4   | 4   | -      | 1  | 「本調達の方式は総合評価落札方式とし、価格点と技術点の配点割合を1：3とする。なお、提案書提出の要領及び評価基準については「別添資料9、提案書作成要領」及び「別添資料10、総合評価基準書」を参照すること。」と記載がありますが、「別添資料9、提案書作成要領」及び「別添資料10、総合評価基準書」をご提示いただけますでしょうか。                             | 「別添資料9、提案書作成要領」及び「別添資料10、総合評価基準書」が添付されていないため。 | 本公告時に提示予定です。                                                                                                                                                                                    |
| 49 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 16  | 6   | 2   | (15)   | 1  | 「受注者は、本調達において整備した環境、借入機器等の提供に当たって、運用を十分考慮し、保守、サポートを含むサービス提供に係る一切の作業を行うこと。」とありますが、サービス提供範囲について責任分担表等で明示いただくことは可能でしょうか。                                                                          | 適切な金額を算出するため。                                 | 本調達におけるサービスの提供範囲は仕様書の内容の通りですが、責任分担の主な範囲としては、本調達の機関等に係る、物理・論理NW（～L3）の構築・保守とその統合管理監視となります。                                                                                                        |
| 50 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 18  | 6   | 3   | (1) ②x | 4  | 「セキュリティ共通設計書」に記載すべき項目をご教授いただけますでしょうか。また、GSS既存システムにおけるセキュリティ共通設計書を閲覧させていただくことは可能でしょうか。                                                                                                          | ドキュメントに記載すべき内容が不明確なため。                        | 設計構築実施要領として適切な内容を記載いただくことを想定しています。                                                                                                                                                              |
| 51 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 19  | 6   | 3   | (3)    | 1  | 「4保守スケジュール案の作成 受注者は、契約期間中に計画的に発生する作業内容、その想定される時期等を取りまとめた保守スケジュール案を作成すること。」と記載がありますが、保守スケジュール案には導入機器のメンテナンスや停電対応が含まれると想定しております。適切な作業工数を見積もるため、機器設置拠点の法定停電等のスケジュールを事前に提示いただくことは可能でしょうか。          | 適切な金額を算出するため。                                 | 拠点ごとに法律に基づいて定められた間隔で点検等を行う予定です。                                                                                                                                                                 |
| 52 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 20  | 6   | 3   | (6)    | 1  | 「テスト計画書の作成」の記載がありますが、テストの実施主体を責任分担表等で明示いただくことは可能でしょうか。また、保守に係るテストについては受注者、ガバメントソリューションサービス全体に係るテストについてはデジタル庁様及び関連事業者様の認識で相違ないでしょうか。                                                            | 適切な金額を算出するため。                                 | 本調達におけるサービスの提供範囲は仕様書の内容の通りですが、責任分担の主な範囲としては、本調達の機関等に係る、物理・論理NW（～L3）の構築・保守とその統合管理監視となります。したがって、テストに係る範囲も同様となります。                                                                                 |
| 53 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 21  | 6   | 3   | (10)   | 1  | 「受注者は、ガバメントソリューションサービスの目的及び中長期的に目指す姿の達成のため、並びに本契約期間後にガバメントソリューションサービス利用者の業務遂行に支障を来すことがないよう、設計内容、作業経緯、保守業務手順、蓄存課題等を引継ぐために～」と記載がありますが、保守業務は受注者の役割と考えております。引継ぎ先と引継ぐべき業務について具体的にご教授いただくことは可能でしょうか。 | 適切な金額を算出するため。                                 | 引き継ぎ先は本契約期間後、次期ネットワーク環境構築等の調達を受注した事業者を想定しております。引き継ぎ内容は原文に記載のとおりです。                                                                                                                              |
| 54 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 21  | 6   | 4   | (1)    | 1  | 「⑨（受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器との接続、更に別途ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタル庁に協力すること。」と記載がありますが、導入した機器に設定変更が発生した場合の設定変更まで保守に含まれますでしょうか。見積公平性の観点から、含まれる場合は想定される発生頻度をご教授いただけますでしょうか。        | 作業内容を明確にしたいため。                                | 本調達におけるサービスの提供範囲は仕様書の内容の通りですが、責任分担の主な範囲としては、本調達の機関等に係る、物理・論理NW（～L3）の構築・保守とその統合管理監視となります。したがって、基本的に、設定変更も保守に含まれます。今般仕様書においてその内容を明確化しとります。なお、頻度についても、例示しておりますが、過去に受注した同様の案件等を勘案してご提案をいただければと思います。 |

| 項  | 質問/意見 | 文書名                                          | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号       | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                                                                                       | 理由                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                      |
|----|-------|----------------------------------------------|-----|-----|-----|------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 55 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 21  | 6   | 4   | (1)        | 1  | 「⑨（受注者は、導入したハードウェア・ソフトウェアについて、移設や他システム機器との接続、更に別途ソフトウェアを追加インストールする等の要件が生じた場合、デジタル庁に協力すること。」と記載がありますが、受注者の役割となるデジタル庁様に協力する範囲について具体的にご教授いただけますでしょうか。                                                                                                           | 作業内容を明確にしたいため。                                                                                         | 本調達におけるサービスの提供範囲は仕様書の内容の通りですが、責任分担の主な範囲としては、本調達の機能等に係る、物理・論理NW（～L3）の構築・保守とその統合管理監視となります。したがって、協力いただく範囲も同様となります。                                         |
| 56 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 22  | 6   | 6   | (2)<br>(3) | 1  | 設計承認後について、受注者側の不備などの要因以外で設計変更に関する依頼があった場合、両者協議の上、全体スケジュールおよび費用検討を考慮した上で設計変更を実施する認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                | ご承認いただいた後の設計および設定変更事案の対応について確認したいため。                                                                   | ご認識のとおりです。                                                                                                                                              |
|    |       |                                              | 29  | 7   | 3   | -          | 1  |                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                        |                                                                                                                                                         |
| 57 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 23  | 6   | 6   | (4)②       | 1  | 「別途品質保証が確認できる資料を作成し。」と記載がありますが、品質保証が確認できる資料とはどのようなものでしょうか。また、記載内容をご教授いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                            | 作成する資料が不明確であるため。                                                                                       | 例えば納品機器については日本工業規格に該当する証書等をお願いします。                                                                                                                      |
| 58 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 32  | 7   | 6   | (1)        | 1  | 「情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を定めること。」と記載がありますが、情報セキュリティ対策に必要な内容を具体的にご教授いただけますでしょうか。                                                                                            | 適切な金額を算出するため。                                                                                          | 構築作業中に発生した脆弱性対策のセキュリティパッチ等の適用とその記録等を想定しています。                                                                                                            |
| 59 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 33  | 7   | 6   | (2)①       | 1  | セキュリティ監査、セキュリティ診断の実施時期及び所要日数をご教授いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                 | スケジュール把握のため。                                                                                           | 年1回程度を想定しています。                                                                                                                                          |
| 60 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 2   | 1   | 3   | (1)        | 1  | 撤去につきまして、撤去の期限をご教授願います。                                                                                                                                                                                                                                      | 適切な金額を算出するため。                                                                                          | 撤去は本調達からは調達範囲外といたします。                                                                                                                                   |
| 61 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 6   | 2   | 2   | 2          | 1  | 「4受注者は、GSSデータセンターとして、東京第2データセンター（TYO2）及び大阪第1データセンター（OSA1）に、本サブシステムの機器を設置することができる。ただし、OSA1では、受注者は、ネットワーク機器部分を設置するハウジング等の提案を含めなければならない。」と記載がありますが、ハウジングに必要な費用は本調達範囲外の認識でよろしいでしょうか。                                                                             | 適切な金額を算出するため。                                                                                          | ハウジングに必要な費用は本調達に含まれます。                                                                                                                                  |
| 62 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 7   | 2   | 3   | 1          | 1  | 基幹部、未端部のネットワーク機器において、ダウンリンク側で必要となるポート数について詳細をご教授いただけますでしょうか。<br>例）本調達にて導入する機器と接続するポートとは別に、10/100/1000Base-T 24ポート以上を有する事 等                                                                                                                                   | 適切な金額を算出するため。                                                                                          | 閲覧資料等に基づき、提案事業者にて提案いただくことを想定しております。                                                                                                                     |
| 63 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 9   | 2   | 3   | 2⑩         | 1  | 有線LAN側は、未端部との接続からのPoE受電との記載がありますが、PoE規格が不明ですので、ご教授いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                               | PoE規格として複数あり、ご提示をお願い致します。<br>IEEE 802.3af、IEEE 802.3at、IEEE 802.3bt、Cisco UPOE、PoH（Power over HDBaseT） | PoE規格は、給電の要件が満たせるものを、ご提案ください。                                                                                                                           |
| 64 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 9   | 2   | 3   | 2⑩         | 1  | Wi-Fi部のアクセスポイントの暗号化について、要件定義書からは読み取れないため、暗号化についてご教授いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                              | Wi-Fiセキュリティ規格にはWPA2/WPA3と種類があり業務用端末等のホスト機器に対してセキュリティを検討する必要があると考えます。                                   | 暗号化方式については最適な物をご提案に願います。なお、WPA3への対応を想定しています。                                                                                                            |
| 65 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 9   | 2   | 3   | 2          | 1  | 「⑩Wi-Fi部及び未端部においては、業務用端末等のホスト機器の接続時に、Azure Active Directoryにアプリ方式にて接続し、Azure Active Directoryより取得されるアトリビュートに基づき実施し、Wi-Fi アクセスポイントやスイッチングハブにおいてアクセス制御」と記載がありますが、Azure Active Directory上にRADIUS機能が提供される認識でよろしいでしょうか。提供されない場合は、受注者側でRADIUSサーバを準備する必要がありますでしょうか。 | 適切な金額を算出するため。                                                                                          | Azure Active Directory上でのアプリケーション設定を介してユーザーやテナントの情報にアクセスする方式を想定しています。<br>なお、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |



| 項  | 質問/意見 | 文書名                                          | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 理由                                                                              | 回答                                                                                                                                            |
|----|-------|----------------------------------------------|-----|-----|-----|------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 66 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 9   | 2   | 3   | 2    | 1  | 「併行内ネットワークに接続する端末、基幹部、末端部を一元的に管理、構成、監視、トラブルシューティングを提供可能なシステムを提供すること。」と記載がありますが、「2.4.統合管理監視システム」とは別上記システムを用意する必要がありますでしょうか。同機能を提供できるのであれば、「2. 4統合管理監視システム」の仕組みで実現する方式でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                              | 適切な金額を算出するため。                                                                   | 統合管理監視システムで実現する方式で問題ありません。                                                                                                                    |
| 67 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 10  | 2   | 4   | 2    | 1  | 「① 広域基幹ネットワークシステムにおける拠点ネットワーク機器並びに集約ネットワーク機器の初期設定、構成管理、稼働監視等を、Web画面等を通じTYO2データセンターから一元的に実施できること。」と記載がありますが、初期設定については、故障交換時においてリモートで設定実施できる機能があることという認識でよろしいでしょうか。<br>※構築期間時は手動でセットアップさせていただく事を想定しております。                                                                                                                                                                                                                                      | 適切な金額を算出するため。                                                                   | ご認識通りです。構築期間でも同様の手法が取れても問題ありません。                                                                                                              |
| 68 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 11  | 2   | 4   | ⑧    | 1  | 「この筐体2台に対して、契約期間中において、平日9-5時におけるオンサイト保守、脅威防御・クローバルプロテクト・URLフィルタリング (PAN-DB) ・DNSフィルタリング・WildFireが利用可能なライセンス、100GbE-LR4 QSFP28光モジュールを1筐体当たり2個提供し、かつ、省外ネットワークシステムとの境界において、通過ネットワークの通信制御や、脅威防御、GSS端末からのVPN接続などのセキュリティ機能を提供できるようにすること。」と記載がありますが、この場合、締結済の基本サポートライセンスの保守移管後でないと御見積が出来ないという回答をPaloAlto販売代理店より受けております。保守移管に向けた以下対応は実施済み、または公示までに実施されると考えてよろしいでしょうか。<br>・保守移管の書面に既存のディストリビューターとE/U様が押印のうえ、Palo 社の承認を得る<br>・既存の基本サポートの更新タイミングでの移管となる | 費用算出のため                                                                         | ご指摘の件に関しては、受注者に対応いただく作業としては、既設のUTMへの設定変更作業を想定しており、仕様書もそのように修正しています。したがって、ご指摘のようなライセンス等の調達が発生することはないと想定しています。                                  |
| 69 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 12  | 3   | 1   | -    | 1  | 「広域基幹ネットワークシステム/省内ネットワークシステム/省外ネットワークシステム/統合管理監視システムを構成する全ての機器をこれらシステムとは独立した仕組みで、週時より24時間・過年度体制で監視し、異常検出時は、デジタル庁に連絡、エスカレーションを提供すること。」と記載がありますが、監視体制に求める要件は、統合管理監視システムで検出したアラートについてデジタル庁様へ連絡および、エスカレーションを実施する認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                    | 適切な金額を算出するため。                                                                   | デジタル庁及び(デジタル庁から指示を受けた)運用事業者への連絡とエスカレーションを想定しています。                                                                                             |
| 70 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 12  | 4   | 1   | -    | 1  | 工事作業につきまして、正確な材料費(ケーブルの本数や長さ)や役務費を算出するためには、配管図面やフロア図等の資料が必要となります。本件につきましては、図面等の必要な資料の提示をしていただく認識で宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 適切な金額を算出するため。                                                                   | 閲覧資料にて希望する事業者様に開示する予定です。                                                                                                                      |
| 71 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 13  | 4   | 2   | -    | 1  | GSS既設システムで運用開始済みのNWについて、ファームウェア等の不具合対策、脆弱性対応における過去の実績一覧もしくは月次報告を参照させていただくことは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 不具合対応の過去実績(件数、対応内容)を確認したいため。                                                    | 提供できる資料はございません。                                                                                                                               |
| 72 | 質問    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等成果物一覧 | -   | -   | -   | -    | 1  | 参考資料として、消費者庁もしくは、GSS既存システムにおける成果物資料を閲覧させていただくことは可能でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | フォーマットや、内容についての記載粒度が不明確であるため。                                                   | 提供できる資料はございません。                                                                                                                               |
| 73 | 意見    | 調達仕様書別添資料1及び別紙1、要件定義書                        | 8   | 2   | 3   | 2    | 1  | 「5基幹部は、IETF が標準化しているIPv4 及びIPv6 規格群に準拠し、IPv4/IPv6 フォワーディング (ルーティング) 機能を提供すること。フォワーディングの際に参照される経路テーブルを複数利用できること。IPv4/IPv6 のデュアルスタックとしたインターネット層 (L3) ネットワーク (経路) を取り戻せること。IPv4/IPv6 に対応した OSPF ルーティング規格に対応すること。」とありますが、L2スイッチでの提案ができるように変更いただけませんかでしょうか。                                                                                                                                                                                       | L2スイッチでの提案を許可していただくことにより機器の選択の幅が広がるため。                                          | ご意見ありがとうございます。バックボーンとなるネットワークと接続される構成上、基幹部ではルーティングでの制御が必要になる場合があるため、基幹部へのL2スイッチを提案頂くことは考えておりません。                                              |
| 74 | 意見    | 調達仕様書別添資料1及び別紙1、要件定義書                        | 9   | 2   | 3   | 2    | 1  | 「①1X 認証やWEB 認証は、デジタル庁が別途整備運用するディレクトリサービスたるAzure Active Directory にアプリ方式にて接続し、Azure Active Directory より取得されるアトリビュートに基づき実施し、Wi-Fi アクセスポイントやスイッチングハブにおいてアクセス制御をMAC アドレス単位で適用可能であること。」とありますが、こちらの要件を削除していただけませんかでしょうか。                                                                                                                                                                                                                           | こちらの要件は現時点で一部の製品しか対応していないかと思われます。そのため削除することで提案の幅が広がると考えられます。                    | ご意見ありがとうございます。ガバメントソリューションサービスにおいて必要とされる認証の要件であるため、要件の削除は行いません。なお、ゼロトラストセキュリティの趣旨を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |
| 75 | 意見    | 調達仕様書別添資料1及び別紙1、要件定義書                        | 9   | 2   | 3   | 2    | 1  | 「併行内ネットワークに接続する端末、基幹部、末端部を一元的に管理、構成、監視、トラブルシューティングを提供可能なシステムを提供すること」とありますが、端末を対象から外していただけませんかでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 端末の要件を削除していただくことと提案の幅が広がるため。                                                    | 障害時に接続している端末を識別できる必要があり、監視対象から削除することができません。一方で、管理・構成については対象外といたします。仕様書についても上記の趣旨を明確化するために修正しています。                                             |
| 76 | 意見    | 調達仕様書別添資料1及び別紙1、要件定義書                        | 10  | 2   | 4   | 2    | 1  | 「6統合管理監視システムで得られた情報をSyslog 等の形式で外部の稼働監視システムやSIEM 等の統合脅威監視管理システムと連携できること。」とありますが、ネットワーク機器から送付されるSyslogを直接外部の稼働監視システムやSIEM 等の統合脅威監視管理システムに送付する提案ができるように変更いただけませんかでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 「拠点用ネットワーク機器」から外部の稼働監視システムやSIEM 等の統合脅威監視管理システムに直接情報を送付する構成が可能となれば、製品選択の幅が広がるため。 | SIEM 等の統合脅威監視管理システムに直接Syslog等を送付することは許容できませんが、送付先をデジタル庁が指定するサーバ等とすることで、当該要件を満たすことが可能です。                                                       |

| 項  | 質問/意見 | 文書名                                                | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号 | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 理由                                                                                                                                                                                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|-------|----------------------------------------------------|-----|-----|-----|------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 77 | 意見    | 調達仕様書別添資料1及び別紙1、要件定義書                              |     |     |     |      | 2  | 案内庁本庁、国会議事堂の拠点ネットワーク内に「拠点用ネットワーク機器」の設定を管理するコントローラーを導入する提案ができるように変更いただけませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 製品選択の幅が広がるため。                                                                                                                                                                                                                                                                    | ご意見ありがとうございます。<br>拠点ネットワーク機器の管理についてはデータセンターから行う必要があるため、拠点ネットワークからの設置は許可できません。<br>なお、案内庁本庁は、本調達（消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等）の拠点ではございません。                                                                                   |
| 78 | 意見    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書<br>2.4.2.統合管理監視システムに求める技術要件①,② | 10  | 2   | 4   | 2    | 1  | 広域基幹ネットワークシステムの統合管理監視システムと庁内ネットワークシステムの統合管理監視システムはそれぞれ別システムとしてご提案とすることを許容いただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 広域基幹ネットワークシステムと庁内ネットワークシステムの統合管理監視システムを1つにするなど、全てのシステムで同一ベンダーのネットワーク機器で揃える必要が出てくる可能性が高く、ベンダーロックインとなるため、公平な調達、公平な競争が妨げられると考えます。                                                                                                                                                   | 別システムとしての提案について許容いたしますが、稼働状況等重点項目についてはダッシュボード等により可視化され、一元的に把握可能な仕組みが用意されること。                                                                                                                                                          |
| 79 | 意見    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書<br>2.3.2.庁内ネットワークシステムに求める技術要件  | 8   | 2   | 3   | 2    | 4  | 下記文言の追加をご検討いただきたい。<br>「ドメインの可視化に対応し、3000種以上のWebベースのアプリケーションも識別し、アプリケーション毎に帯域制御、アクセス制御ができる機能を有すること」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 近年ではクラウド化が進み、WEBベースのアプリケーションを利用されるケースも多くなってきています。<br>ネットワーク側でもそういったWEBベースのアプリケーションを識別し、帯域制御やアクセス制御を実施できるようにしておくべきだと考えております。                                                                                                                                                      | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。                                                                                                                                                                                                             |
| 80 | 意見    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書<br>2.3.2.庁内ネットワークシステムに求める技術要件  | 8   | 2   | 3   | 2    | 4  | 下記文言を追加検討いただきたい。<br>「無線LANアクセスポイントの暗号化キーを無線LANコントローラーで一元管理する機能を有すること。<br>(無線LANアクセスポイントで無線LANの暗号化/パケットを複合化しない)」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 無線LANの暗号化キーを無線LANコントローラーで一元管理することで、無線LANアクセスポイントの盗聴等による情報漏えいを防ぐことができ、よりセキュアな環境にすることができると考えております。                                                                                                                                                                                 | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。                                                                                                                                                                                                             |
| 81 | 意見    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書<br>2.3.2.庁内ネットワークシステムに求める技術要件  | 8   | 2   | 3   | 2    | 4  | 下記文言の追加をご検討いただきたい。<br>「802.1Xの認証をRADIUSサーバとの通信が切れた際も内蔵RADIUSを使用することにより一定期間再認証可能なこと。」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 外部RADIUSサーバは複数台で冗長構成を組まれると思いますが、仮に外部RADIUSサーバが全台との通信ができなくなった場合でも、無線LANコントローラーで持っている内蔵RADIUSサーバを利用することによって一定期間再認証を行うことができ、端末認証を継続できると考えております。                                                                                                                                     | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。                                                                                                                                                                                                             |
| 82 | 意見    | O2_別添資料1及び別紙1、要件定義書<br>2.3.2.庁内ネットワークシステムに求める技術要件① | 9   | 2   | 3   | 2    | 3  | 下記文言への修正をご検討いただきたい。<br>Wi-Fi 部及び末端部においては、業務用端末等のホスト機器の接続時に、データリンク層（イーサネット）において、IEEE802.1X 認証（1X 認証/EAP-TTSL など）を行うこと。また、データリンク層での1X 認証ができなかった場合、IPv4 又はIPv6 を利用したチャプティアホータルなどによるWEB 認証を行うこと。認証は、業務用端末等に含まれるIEEE802.1X 機能や、WEB 認証（ブラウザなど）を使用して実現すること。1X 認証/WEB 認証は、デジタル庁が別途準備運用するディレクトリサービスたるAzure Active Directory にアプリ方式にて接続し、Azure Active Directory より取得されるアトリビュートに基づき実施し、Wi-Fi アクセスポイントやスイッチングハブにおいてアクセス制御をMAC アドレス単位で適用可能であること。また1X 認証やWEB 認証は別の認証システムでの提案でも良い。 | IEEE802.1X認証においてはRADIUSを用いて、Azure Active Directoryを認証ソースとして指定が可能であり、またWEB認証(SAML認証)においてはWEB認証画面の提供やAzure Active DirectoryとのSAML認証が必要であると理解しました。<br>これらのご要件を1つの認証システムにて全て満たすことができるのは、非常に限られたベンダーのみでないと考えておりますため、IEEE802.1X認証とWEB(SAML)認証とで別の認証システムでご提案とさせていただくことを許容いただきたいと考えています。 | ご意見ありがとうございます。<br>本要件は、単一の認証システムで満たすべく、この規定もしていないため、複数の認証システムを用いたご提案を頂くことを排除したものではありません。<br>なお、ゼロトラストセキュリティの運用を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。                                                            |
| 83 | 意見    | O1_調達仕様書                                           | 27  | 7   | 7.1 | (4)  | 1  | ①統括責任者及び②プロジェクト管理者の条件について、経歴年数10年と記載ありますが、本件の特性（データシステム切替移行は対象外等）を鑑み、公共分野に係る大規模ネットワーク関連のプロジェクト管理5年以上としてはいかがでしょうか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 本調達の内容に沿った資格要件とするため                                                                                                                                                                                                                                                              | ご意見を踏まえ検討した結果、仕様書を修正いたします。                                                                                                                                                                                                            |
| 84 | 意見    | その他                                                | -   | -   | -   | -    | 4  | 3府省それぞれを単独で調達、構築、監視・保守するよりも、1つにまとめた方がよいと考えられる。<br>調達、構築については、調達コスト低下にもつながる上、一元的に事業者を絞るほうが管理監督がしやすいメリットがあると考えます。<br>監視、運用については、1つのシステムで同一に監視・保守することにより、共通部分の切り分けなど、効率的な運用が可能になり、また、ノウハウ展開も容易になり品質向上が見込められると考えます。                                                                                                                                                                                                                                                     | 仕様書に記載ある監視装置や集約用ネットワーク機器、無線LANコントローラー等、各府省個別に調達する内容になっているが一元的に調達・構築した方が調達機器コストや運用コストの大幅な低下につながるため                                                                                                                                                                                | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。                                                                                                                                                                                                             |
| 85 | 意見    | 要件定義書                                              | 6   | 2   | 2   | 2    | ⑩  | ⑩では「集約用ネットワーク機器は、～ 10GbE又は、25GbE、40GbE、100GbEにより冗長性をもって接続すること」とありますが、⑧、⑨よりOLAN側、WAN側ともに、「集約拠点：GSSネットワークに対して、QSFP+又はQSFP28」とありますが、10G接続でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | GSS全国網アクセスサービスは、NTT東西のサービス要件として最大10Gでのアクセス接続と考えるため、10G接続でもボトルネックにはならないと想定です。<br>提案機器の選定幅を広げるためにも仕様緩和をご検討いただければ幸いです。                                                                                                                                                              | 集約ネットワーク機器は仕様記載の通りです。                                                                                                                                                                                                                 |
| 86 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等<br>調達仕様書   | 6   | 1   | 5   | -    | 3  | 半導体不足など製品製造元の事由による製品提供不可事象や、コロナウイルス等の感染拡大、および天災等が発生した場合など、受注者の責ではない事由によって、納期遅延となる可能性があります。<br>遅延の事由が妥当である場合、免責事項として、受注者との責とはならない旨および、契約期間変更、費用検討などの協議を行うことが可能である旨の要件追加をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 不可抗力に対する対応策が無いため。                                                                                                                                                                                                                                                                | ご意見いただきました件については、検討しましたが原案のままさせていただきます。<br>なお、記載はございませんが、新型コロナウイルス等の感染拡大および天災等の発生により、受注者の責によらない納期遅延が発生した場合においては、免責事項に該当することから、契約書に記載を予定しております。<br>他方で、半導体不足等、入札公告時点で市場の状況等により予見されているものについては、免責事項に該当しないことから、当該状況を踏まえて入札に参加いただくこととなります。 |



| 項  | 質問/意見 | 文書名                                          | 頁番号   | 章番号 | 節番号 | 小節番号  | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 理由                                                          | 回答                                                                                                                                                    |
|----|-------|----------------------------------------------|-------|-----|-----|-------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 87 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 23    | 6   | 6   | (5) ① | 1  | 「④ 検査後、契約期間終了までの間、ガバメントソリューションサービスを正常に使用した状態で不具合が発見され、提供されるサービスが正常稼働しなかった場合には、受注者の責任と負担において、迅速に修理、修復、交換等を行い、サービスの正常稼働を担保すること。また、デジタル庁は、上記対応を実施してもなお生じる損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。」<br>「(1) の場合において、契約の不適合により損害を被ったときは、発注者は、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができる。<br>発注者は、受注者に対し、成果物が契約の内容に適合しないものであるとき（ただし、発注者が契約の内容に適合しないことを契約締結前に認識している場合を除く。）は、成果物の補修による履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。」<br>と記載がありますが、損害賠償につきましては、以下のように記載変更をご検討いただけますでしょうか。<br>・受託者側に契約不適合責任がある場合、発注者が請求可能な損害賠償の請求額は応礼額を上限値とする。 | 契約不適合責任がある場合の損害賠償額の上限値について、明確にするため。                         | ご意見いただきました件については、検討しましたが原文のとおりとします。                                                                                                                   |
|    |       |                                              | 23    | 6   | 7   | (1)   | 1  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                             |                                                                                                                                                       |
| 88 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 24    | 6   | 6   | (5) ③ | 4  | 「③ ガバメントソリューションサービスに影響する技術的課題点、機器のバグ、パッチ及びバージョンアップ等に関する情報を速やかに提供すること。また、パッチ、バージョンアップ等の適用を実施する場合は、スケジュールを提示してデジタル庁の承認を仰いだ上で実施すること。なお、必要に応じて、事前検証等を実施すること。」と記載がありますが、事前検証を実施するための環境がないため、検証が必要な機器については、本番用機器とは別の検証用機器として、別環境を設けるような仕様書への変更をお願いできませんでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 検証環境が必要であることの要件が不明確なため。                                     | 仕様書については原文のとおりといたします。検証環境については提案事業者にて提案いただきますようお願いいたします。                                                                                              |
| 89 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 27・28 | 7   | 1   | (4)   | 2  | 統括責任者及びプロジェクト管理者の資格要件に「iii キャンパス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。iv キャンパス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。」と記載があります。<br>ただし、本調達では「刷新検討業務又は最適化計画策定業務」及び「業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務」は調達業務に含まれていない認識となります。<br>そのため、上記要件は過剰な要件となり、応礼業者の幅を狭めることから、下記どちらかへの緩和をお願いできますでしょうか。<br>①要件の削除<br>②統括責任者及びプロジェクト管理者以外の要員が、上記資格を有すること                                                                                                                                                                                                       | 幅広い業者が応募するため                                                | ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。                                                                                                                             |
| 90 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 32    | 7   | 6   | ⑫iv   | 1  | 「サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない、及びその利用を前提としないこと。」と記載がありますが、OS(ファームウェア)のサポート期限を監視し、調達期間中のバージョンアップ対応を実施する前提にて、本案件緩和をお願いできますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 製品選定の幅を広げるため                                                | ソフトウェアのバージョンアップなど業務に影響がないよう適切な対応を取っていただくことを想定しております。                                                                                                  |
| 91 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等調達仕様書 | 35    | 7   | 8   | (7) ① | 1  | 「受注者は、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託する業務の範囲、再委託が必要な理由、再委託の金額について記載した書面を発注者に提出し、承認を得なければならない。」と記載がありますが、書面から「再委託の金額」の記載削除をお願いできますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 再委託の金額については、提示不要と考えられるため。                                   | ご意見いただきました件については、検討しましたが原案のままとさせていただきます。                                                                                                              |
| 92 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 8     | 2   | 3   | ⑤     | 1  | 「⑤ 基幹部は、IETF が標準化しているIPv4 及びIPv6 規格群に準拠し、IPv4/IPv6 フォワーディング（ルーティング）機能を提供すること。フォワーディングの際に参照されるルータテーブルを複数利用できると、IPv4/IPv6 のデュアルスタックとしたインテグレーション（L3）ネットワーク（経路）を取り扱えること。IPv4/IPv6 に対応したOSPF ルーティング規格に対応すること。」と記載がありますが、ルーテッド(L3)デバイスをGW機器または拠点ネットワーク機器とすることで、基幹部としてL2スイッチを選択できるように緩和をお願いできますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                             | ルーテッド(L3)デバイスの集約によるルーティングのシンプル化による運用負軽減およびコスト削減が図れるため       | 基幹部においてルーティングが必要となる場合があるため、L2スイッチは提案いただけません。                                                                                                          |
| 93 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 9     | 2   | 3   | 2 ⑩   | 1  | Wi-Fi部について、無線コントローラ(WLC)を含む提案とすることを許容いただけますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | Wi-Fi部のアクセスポイントにて仮想コントローラ機能がない機器もあり、機種選択の幅を広げてさせて頂きたいと考えてます | Wi-Fi部において無線コントローラを含んだご提案を頂くことは問題ございません。本要件定義では、そのような提案を排除する文言はございませんので、原文のとおりとします。                                                                   |
| 94 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書 | 9     | 2   | 3   | ⑪     | 1  | 「1X 認証やWEB 認証は、デジタル庁が別途整備運用するディレクトリサービスたる Azure Active Directory にアプリ方式にて接続し、Azure Active Directory より取得されるアトリビュートに基づき実施し、Wi-Fi アクセスポイントやスイッチングハブにおいてアクセス制御をMAC アドレス単位で適用可能であること。」と記載がありますが、下記どちらかへの緩和をお願いできますでしょうか。<br>①要件の削除<br>②Web認証と1X認証をそれぞれ別の方式で実現できるよう記載の修正                                                                                                                                                                                                                                                                        | この要件を満たすRADIUS製品は限定されてしまい、ペンダロッキングとなってしまうため                 | ご意見ありがとうございます。<br>ガバメントソリューションサービスにおいて必要とされる認証の要件であるため、要件の削除は行いません。<br>なお、ゼロトラストセキュリティの運用を踏まえ、AP認証については、「機器認証」と「利用者認証」の2層での対応が必要となる旨を、仕様書にて明確化しております。 |

| 項   | 質問/意見 | 文書名                                            | 頁番号 | 章番号 | 節番号 | 小節番号  | 種別 | 意見・質問等                                                                                                                                                                                         | 理由                                                                                                                            | 回答                                                                                                                              |
|-----|-------|------------------------------------------------|-----|-----|-----|-------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 95  | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書   | 9   | 2   | 3   | ⑩     | 1  | 「庁内ネットワークに接続する端末、基幹部、末端部を一元的に管理、構成、監視、トラブルシューティングを提供可能なシステムを提供すること。」と記載がありますが、【端末】の記載のみ要件からの削除をお願いしますでしょうか。                                                                                    | 製品選定の幅を広げるため                                                                                                                  | 障害時に接続している端末を識別できる必要があり、監視対象から削除することができません。一方で、管理・構成については対象外といたします。仕様書についても上記の趣旨を明確化するために修正しています。                               |
| 96  | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書   | 10  | 2   | 4   | 2     | 2  | 「④ 統合管理監視システムは管理対象の機器との接続において、IPv6/IPv4双方に対応すること。IPv6での接続においては、IPv6のみでの動作が可能で、制御信号等でIPv4での接続などを補助的に必要としないこと」とありますが、統合管理監視システム側でIPv6の対応可能な製品を視野に入ると製品選定の幅が狭まります。幅広い応用者を募るためにも要件の緩和をお願いしますでしょうか。 | 幅広い業者が応札するため                                                                                                                  | IPv4からIPv6への移行は政府として推進していることであり、IPv4のみとする提案を受け入れることはできません。                                                                      |
| 97  | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書   | 10  | 2   | 4   | 2 ①,② | 1  | 広域基幹ネットワークシステムの統合管理監視システムと庁内ネットワークシステムの統合管理監視システムは、それぞれ別システムとしてご提案とすることを許容いただけますでしょうか。                                                                                                         | 広域基幹ネットワークシステムと庁内ネットワークシステムの統合管理監視システムを1つにすると、全てのシステムで同一ベンダーのネットワーク機器で揃える必要が出てくる可能性が高く、ベンダーロックインとなるため、公平な調達、公平な競争が妨げられると考えます。 | 別システムとしての提案について許容いたしますが、稼働状況等重点項目についてはダッシュボード等により可視化され、一元的に把握可能な仕組みが用意されること。                                                    |
| 98  | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書   | 10  | 2   | 4   | ⑥     | 1  | 「統合管理監視システムで得られた情報をSyslog等の形式で外部の稼働監視システムやSIEM等の統合脅威監視管理システムと連携できること。」と記載がありますが、Syslogを統合管理監視システムからではなく、ネットワーク機器から直接外部の稼働監視システムや、SIEM等の統合脅威監視管理システムに送付する方式が認められるよう条件の緩和をお願いしますでしょうか。           | 製品選定の幅を広げるため                                                                                                                  | SIEM等の統合脅威監視管理システムに直接Syslog等を送付することは許容できませんが、送付先をデジタル庁が指定するサーバ等とすることで、当該要件を満たすことが可能です。                                          |
| 99  | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等SLA項目一覧 | 2   | -   | -   | No3   | 1  | 平均故障復旧時間：1時間以内につきまして、オフサイトからの駆け付けを考慮した現実的な復旧時間(4時間以上に緩和をお願いしますでしょうか。                                                                                                                           | 停止発生件数が少ない場合、どのような障害ケースであっても1から4時間程度での復旧が必要になるという解釈をしました。この場合、シングルポイントをもつ全拠点現地帯駐等の対応をとらないと本要件を満たせないため                         | 駆け付け1時間以内の記載はございません。仕様書をご確認ください。                                                                                                |
| 100 | 意見    | 消費者庁のガバメントソリューションサービスへの移行に係るネットワーク環境構築等要件定義書   | 6   | 2   | 2   | 2     | 2  | センタ集約機器について、実際としては徳島県庁（利用者が30名程度）のみで40G接続を前提とすると、機器構成がハイスペックとなり、機器費用が高騰すると認識しています。費用低減の策として、インタフェース要件について1000Base-Tへ緩和をお願いしますでしょうか。                                                            | 費用削減が可能となるため                                                                                                                  | ご意見ありがとうございます。GSSネットワークで用意する中継ゲート機器のインタフェースの制約があり1000Base-Tは利用できないため、集約用ネットワーク機器との接続について、1GbE SFP/SFP+での接続を許容するように仕様書を修正いたしました。 |